

## 令和元年第3回奥多摩町議会定例会決算特別委員会 会議録

1 令和元年9月18日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会決算特別委員会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君	第4番	清水 明君
第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君	第7番	宮野 亨君
第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君	第10番	村木 征一君
第12番	須崎 眞君				

《傍聴議員》

第1番 木村 圭君（議会選出監査委員）、第11番 師岡 伸公君（議長）

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	新島 和貴君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	菊池 良君
観光産業課長	杉山 直也君	環境整備課長	坂村 孝成君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	岡野 敏行君
病院事務長	須崎 洋司君		

令和元年第3回奥多摩町議会定例会  
決算特別委員会議事日程〔第2日〕

令和元年9月18日(水)  
午前10時00分 開議

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	委員長開議宣告	—
2	認定第1号	平成30年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
3	認定第2号	平成30年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
4	認定第3号	平成30年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
5	認定第4号	平成30年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
6	認定第5号	平成30年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
7	認定第6号	平成30年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
8	認定第7号	平成30年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
9	認定第8号	平成30年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの

(午前11時40分 閉会)

午前 10 時 00 分開議

○委員長（澤本 幹男君） 皆さん、おはようございます。

これより決算特別委員会を再開します。

直ちに会議を開きます。

なお、本日は、町広報担当者が議場内で写真撮影を行いますので、ご承知おき願います。

本日は、昨日に引き続き、認定第 1 号 平成 30 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

それでは、歳出の款の 6 農林水産業費、款の 7 商工費、款の 8 土木費についての質疑を行います。質疑のある委員は挙手願います。7 番、宮野亨委員。

○7 番（宮野 亨君） 7 番、宮野でございます。

77 ページ、下の 02 農作物有害鳥獣対策事業費からの項目の中で、事務報告書の 299 ページの真ん中、有害鳥獣保護事業の 30 年度の捕獲数、それで、シカ 126 頭、サル 7、イノシシ 24、ハクビシン 9、アライグマは 3、ツキノワグマ 1、これで捕獲数なんですけど、これは山に返したとか、処分したとか、食肉に分けたとかあると思うんですが、この捕獲数について、ちょっと内訳を聞きたいです。わかるところでよろしいので、お願いいたします。

○委員長（澤本 幹男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 7 番、宮野委員からのご質問にお答えいたします。

有害鳥獣対策事業ということで、事務報告書では 299 ページの中段 5 の有害鳥獣捕獲事業の 30 年度の実績ということで今、それぞれのシカから始まって、捕獲数の中での処理方法ということでのご質問でよろしいかと思ます。

まず、捕獲数につきましては、ここの事務報告書に記載があるとおりでございますが、まず一番上のシカにつきましては、30 年度は 126 頭ということで記載をさせていただいております。事務報告書の 30 ページをごらんいただきますと、(5) の奥多摩町食肉処理加工施設の稼働状況という記載がございます。この中に搬入個体数 88 頭という記載をさせていただいております。捕獲数 126 頭のうち 88 頭を食肉処理施設のほうに搬入をいたしまして処理をさせていただいたという状況でございます。残りにつきましては、シカ肉処理加工施設に搬入するまでに、捕獲してから 2 時間以内という部分もございまして、やはり奥山等に入った部分、山間部に入った部分につきましては、どうしてもその 2 時間以内に搬入できないというようなことから、こちらにつきましては埋設処理等の処分をしているところでございます。

その他のサル、イノシシ、ハクビシン、アライグマ等々につきましては、食肉処理等の加工等はしておりませんので、埋設処理等で処分をしているという状況です。アライグマ、ハクビシン、小動物につきましては、炭酸ガスによる処分ということでなっておりますので、その対応方法により処分を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（澤本 幹男君） 7番、宮野亨委員。

○7番（宮野 亨君） 済みません、再度お尋ねしますが、サルについては埋設、山に穴を掘って埋めちゃうということの理解でよろしいでしょうか。

○委員長（澤本 幹男君） 観光産業部長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 済みません、サルにつきましては、捕獲後にクリーンセンターのほうに持ち込みを行いまして、ごみの扱いということで処分、焼却をさせていただいております。訂正させていただきます。失礼いたしました。

○委員長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。6番、石田芳英委員。

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

78ページの農業振興総務費のところですが、今回約1,342万円支出されておりますけれども、特に、山葵栽培や治助芋などの農業振興に関する費用が含まれているのかなというふうに思います。

この中で、山葵苗の栽培についてお伺いしようかなと思うんですけれども、先月9月2日から3日の2日間で伊豆の河津町の山葵苗の栽培について視察に行っていましたけれども、農家の方々からいろいろと山葵苗栽培の方法や注意点などをお伺いしまして、苗栽培についてはかなり作業工程が多くて、デリケートな作業かなというふうな印象を持ちました。

町でも山葵苗栽培用のビニールハウス設置には補助金を支給するとのことで、苗栽培の普及支援を行っていますけれども、安定的な山葵苗の供給の観点や地産地消、奥多摩産山葵ブランド確立の面から、奥多摩に合った山葵苗栽培の普及が今後も重要になってくるのかなと思います。

そこで3点ばかり質問したいんですけども、奥多摩町における山葵苗栽培の状況は現在どうなっているか。栽培を行っている農家の件数や生産の生産量などがわかりましたらお願いします。

それと2点目として、山葵苗栽培用ビニールハウスの補助金の支払い実績は幾らだったか教えていただければと思います。

3点目として、今後の山葵苗栽培の支援に特に力を入れていくような点がございましたらお聞かせいただければと思います。

以上3点お願いします。

○委員長（澤本 幹男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 6番、石田委員さんからのご質問にお答えいたします。

山葵苗の関係で3点のご質問ということでございます。まず、町内の山葵苗の生産、奥多摩産というような状況でございますけれども、生産状況ということで、2番の山葵苗の種苗施設の補助金と絡むんですけれども、こちらにつきまして現状、静岡県等から苗の仕入れを行っているという状況でございますが、そちらにつきまして高齢化に伴いまして奥多摩町の山葵栽培者の方の苗のほうがなかなか苗が不足して、買い取りが難しくなってきたというような状況から、町でも種苗施設の設置の補助ということで補助金のほうを新設をしている状況でございます。種苗施設の補助金のほうは、予算計上させていただいて、山葵栽培組合のほうに組合長と組合員の方にもお声かけをして、どなたか種苗施設、山葵苗の生産をやっていただける方がいないかということでお話ししているところなんですけれども、なかなか山葵栽培をしている方で種苗施設を運営することが難しいという状況から、現在まで特段山葵苗の種苗施設の設置をしたいという申請は来ていない状況でございます。

1点目の山葵苗の件数と農家数ということでございますけれども、それにつきましては町のほうで現時点で詳細な件数、農家数というのを把握する調査をしておりませんので、申しわけありませんが、その部分につきましては、ちょっとお答えができないような状況となります。

また、山葵苗につきましては、苗の購入補助ということで、町のほうといたしましても予算のほう計上させていただいて、山葵苗の購入補助もしているところでございます。

今後につきましては、静岡県等の栽培者のほうの高齢化ということ、また、先ほど石田委員さんからお話があったとおり、栽培技術が非常にデリケートというようなところもございますので、山葵栽培組合のほうと協議等しながら、どうしたら町のほうで栽培ができていくのか、そのようなことを検討しながら、この問題については進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。7番、宮野亨委員。

○7番（宮野 亨君） 7番、宮野でございます。

82 ページの森林費、01 の森林保全・活用総務費の中から下のほうで、シカ対策用モノレール保守点検業務委託で、シカ対策用モノレールというものがちょっとどのようなものがそのシカ対策用モノレールなのか、教えていただければと、もう一点は、86 ページの03 水産業費、01 水産業総務費の中から 7,917 万 8,762 円の数値があつて、負担金・補助及び交付金の平石橋水管橋工事負担金、7,028 万 1,108 円、これの町の持ち出し分についてお伺いしたいと思います。

2 点よろしく申し上げます。

○委員長（澤本 幹男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 7 番、宮野委員からのご質問にお答えいたします。

ご質問 2 点ということで、まずは 82 ページのシカ対策用モノレール保守点検業務委託ということで、こちらにつきましては、安寺沢に設置をしてありますモノレール、こちらにつきましてはの保守点検の業務委託ということで計上しているものでございます。

次に、2 点目の 86 ページ、水産業総務費の 19 の負担金・補助及び交付金、平石橋水管橋工事負担金の町負担分ということでお話がございましたので、そちらにつきましてご回答させていただきます。こちらにつきましては、こちらに計上している額が町の負担分ということになります。こちらにつきましては、平石橋水管専用橋の経年劣化に伴いまして、平成 27 年度に都水道局が劣化調査を実施した結果、水道専用管の架け替え方針が示されたということに伴いまして、都の水道専用管に 2 本、町のほうの平石養魚池への導入する専用管 2 本あるんですけれども、そちらが都の水道管に添架しているような形で設置をしてあります。都の水道管のほうの架け替えに伴いまして、添架している 2 本の管、平石養魚池に導入、水を送り込んでいる管の架け替えが必要になったということで、都の工事に伴いまして町負担分ということで負担金が生じたという状況になります。全体の工事金額につきましては 1 億 6,857 万 9,468 円ということで、このうちの町の負担分が 7,028 万 1,108 円ということで、工事主体が東京都となりますので、町負担分を負担金としてお支払いをしたということになります。

以上でございます。

○委員長（澤本 幹男君） 質疑はありませんか。4 番、清水明委員。

○4 番（清水 明君） 4 番、清水でございます。

ページは 84 ページ、事業名称は木質バイオマス推進事業費でございます。予算に対して執行が 157 万 2,000 円と未執行が 381 万円、未執行の額が多いのと、あと償還金が執行額の 7 割ぐらいを、過年度との補助金の返還金が含まれておりますので、この辺のちょっ

と概要を説明いただければと思います。

○委員長（澤本 幹男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 4番、清水委員さんからのご質問にお答えいたします。

ご質問2点ということで、木質バイオマス事業の執行状況というご質問と、償還金が多い要因というようなことで、こちらにつきまして回答させていただきたいと思います。こちらにつきまして木質バイオマス推進事業ということで、平成24年2月に策定をいたしました奥多摩町木質資源循環システムの構築計画、こちらに基づきまして事業を進めているところでございます。

このシステムにつきましては、概要の説明から入らせていただきますが、平成23年度に奥多摩温泉もえぎの湯へ木質チップボイラーを導入し、平成24年3月から本格稼働をしておりますが、このもえぎの湯で使用するチップ燃料を始めとした町内の木質資源を活用することにより、新規雇用や新しい流通を生み出すことを目的として計画をされております。

このシステムの流れにつきましては、簡単に説明をさせていただくと、山林所有者やボランティア団体の方から間伐などで出る木材を現金と地域通貨による買い取りを行い、その木材を東京都農林水産財団が運営するチップ工場によりチップ化したものをもえぎの湯のチップボイラーで活用するものとなります。また、買い取り時に支払った地域通貨を町内の商店街等で使用することにより地域の活性化が図れるというものでございます。

実績といたしましては、30年度の実績といたしましては事務報告書の312ページにまとめさせていただいているところでございますので、ごらんいただければと思います。先ほど説明をさせていただきましたシステムの流れで説明いたしますと、山林所有者やボランティアの方から木材を買い取った量につきましては、表の中にあります木質バイオマス集積場運営管理業務委託という部分で買い取りを行っております。30年度実績といたしましては4名の方、山林所有者が2名、ボランティア団体が2名という状況でございますが、買取料として19,831立法メートルの買い取りを行っております。その支払いにつきましては8万7,000円となっております。現金で1万6,500円、地域通貨で7万500円という状況となります。その買い取ったチップにつきましては、表にあります木質バイオマスチップ製造委託と、表の一番下段ですが、こちらで東京都農林水産振興財団のチップ工場によりチップ化したもの、こちらが備考欄に記載してあります53.52立法メートルという状況となります。そのチップをもえぎの湯の木質バイオマスボイラーに活用しているということでございますが、こちらにつきましては、奥多摩総合開発がチップを買い取

り、ボイラーの燃料として使用している状況でございます。

そのチップの買取額につきましては、決算書のほうをごらんいただきたいと思うんですが、歳入のほうで25ページになりますが、目07雑入の中に木質バイオマスチップ売払収入ということで9万6,336円として町の収入として収入しているという状況となります。このような形で、事業の中で進めているところでございますけれども、どうしても材の買取量のほうが当初予定している量よりなかなか搬入がされないというような状況で、先ほど説明させていただいたとおり、30年度が19.831立法メートルという状況でございます。

木質バイオマス循環システム構築計画では、5年前後の目標といたしましては、もえぎの湯の供給を賄う量が641立法メートルと、こちらの量、木材を買い取る目標を立てているという状況でございますけれども、30年度の木材買取量につきましては先ほどご説明させていただいたとおり19.831立法メートルということで、目標値には遠く及ばない状況という現状でございます。

予算につきましても641立法メートルという大きな目標もありますけれども、そのままの予算を計上しているのではなくて、予算といたしましては、それよりも若干目標値は低いんですけれども、低目の予算で計上させていただいているんですが、なかなか木材の搬入が難しいと、買い取りが難しいという状況から、予算に対して執行率が悪くなってしまっているという状況が続いております。

31年度の予算につきましては、実績等を踏まえて、東京都のほうからも返還金が多いというようなことから、当初予算の額を減額して計上させていただいている状況でございます。そういった意味で、都の補助金については、当初計画予算額のとおり申請しておりますので、100万円を超える申請をしておりますが、実績としてなかなか決算書に掲載させていただいているとおり、支出額が伸びていかないというような状況から返還金が生じてしまうという状況となっております。30年度決算につきましても111万2,000円の返還をするという形で補正予算対応させていただいて30年度中に返還を行ったという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（澤本 幹男君） 質疑はありませんか。2番、大澤由香里委員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

ただいまの木質バイオマス事業については、一般質問でも申し上げましたが、なかなか実績が伴わないということで、ぜひ森林環境譲与税を使って搬出に補助ができるようお願いいたします。



質問ですが、91 ページの観光施設整備事業費の森林資源を活用した観光振興森林整備業務委託 951 万円ほど出ていますが、これ事務報告書で見ますと、295 ページの境 312 番地の森林の伐採に使われたと思うんですが、むかし道の周りの森林かなと思うんですが、そうであるかどうかと、あと、金額が事務報告書では 936 万 6,480 円となっていますが、決算書では 951 万 2,256 円となっていますので、この違いの内訳を教えてくださいと思います。

○委員長（澤本 幹男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 2 番、大澤委員からの 2 点のご質問にお答えいたします。

ご質問につきましては、決算書におきましては 91 ページ、観光施設整備事業費の委託料のうち、森林資源を活用した観光振興森林整備業務委託、事務報告書で見ますと 295 ページに記載があるということで、こちらにつきましては、むかし道の周辺のところかというようなご質問であろうかと思えます。こちらにつきましては、むかし道の梅久保周辺の部分の見通しの確保のため、伐採を行ったという状況でございますので、むかし道周辺の部分でございます。

また、事務報告書と決算書の金額の相違というお話でございます。こちらにつきましては、事務報告書につきましては、観光に資する森林伐採業務委託といたしまして 936 万 6,480 円ということで、事業者といたしましては山崎林業さんのほうに委託をかけて、こちらにつきましては伐採とヤマザクラ、モミジ、ミツバツツジ等の植栽並びにこれまでの植栽箇所の下刈り等を行った事業ということで載せさせていただいております。

一方、決算書のほうにつきましては、森林資源を活用した観光振興森林整備業務委託ということで、1つの事業ということで非常にちょっと金額相違でわかりづらいんですけども、この中には、先ほど山崎林業さんに出させていただいた業務委託の部分のほかに、シルバー人材センターのほうにむかし道の交通量調査、こちらを 2 回実施をしております。メニューの中に交通量調査の実施というところもありますので、ちょっとわかりづらくて申しわけなかったんですが、決算書のほうには交通量調査の 2 回分、14 万 5,776 円を含んで計上させていただいたということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（澤本 幹男君） 質疑はありませんか。8 番、高橋邦男委員。

○8 番（高橋 邦男君） 8 番、高橋です。

商工費なんですけど、88 ページ、観光総務費の委託料、一番下のほうですかね。観光

客誘致宿泊補助事業ということで155万2,800円。件数調べましたら647件ですかね。前年度に比べて結構増えているということで、冬の間のお客さん少ないということで、町のほうで事業としてやっておられると思うんですけど、この内容が宿泊のあくまで補助ということになっていますけど、いろんな人に聞いてみると、もし、これ宿泊だけじゃなくて、例えば町内でお昼食べたりとか、そういう商店でも使えるようなクーポン券的なそういうものにしたらどうなのかなという意見も結構聞くんですね。ですから、その辺、どう考えているか、あくまでも宿泊補助ですから宿泊費を補助するということですが、町としてどう考えているか、お願いします。

○委員長（澤本 幹男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 8番、高橋委員さんからのご質問にお答えいたします。

決算書 88 ページの観光総務費の委託料、観光客誘致宿泊補助事業委託という内容でございます。こちらにつきまして金額のほうも増えているというところでございます。こちらにつきましては30年度の予算から150人分、30万円を増額して予算計上したという状況から金額のほうが増えているという状況でございます。件数につきましては、先ほどお話ありましており647件という状況でございます。

ご質問の中の宿泊補助だけでなく、商店街等で使えるクーポンの活用の部分になります。現在、こちらの業務委託につきましては、観光協会のほうに委託をかけている状況でございます。こちらにつきましては、観光協会の会員さんが宿泊事業者が多いというような状況もございまして、委託をかけている状況でございます。

観光協会の会長のほうからも商店街のほうの活用クーポンの部分、何かそういうことができるかというようなお話もいただいているところでございます。委託を観光協会にかけているという状況で、観光協会のほうでいろいろ商店街の方も会員でありますし、宿泊事業者も会員であるということから、この宿泊補助事業がどういう形が町の宿泊事業者、または商店街事業者にとって有効な活用方法になるのかというようなことをぜひ事業者の方とかにも聞いていただいて、ご提案をいただけないかというようなお話をしているところでございます。

そういった意味で今後、商店街の部分のクーポン等のご提案ございましたけれども、こちらにつきましては、観光協会のほうとも連携をとりながら、こういった形が町にとっていいのかということで検討していきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（澤本 幹男君） 質疑はありませんか。2番、大澤由香里委員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

90ページ91ページにかけてですが、奥多摩小屋に関する予算が出ています。事務報告書では292ページで、奥多摩小屋は平成31年3月31日で閉鎖ということで、それに伴う決算ですが、町の説明もありましたが、都との協議中で、これからどうするかについてはまだ決まっていないということでしたが、今現在、テント場はすごくあそこ人気がありまして、テントが無断で張られるようなことがあるような、ないようなということをごちゃごちゃと聞いたこともありますので、そういう状況について、ごみの問題でありますとか、自然環境が破壊されていないかとか、そういうところがわかりましたらお願いします。

○委員長（澤本 幹男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 2番、大澤委員からのご質問にお答えいたします。

ページで言うと決算書の90ページから91ページというお話、91ページの部分には奥多摩小屋の施設解体業務委託だとか、周辺清掃委託ということで計上させていただいております。

平成31年3月31日の閉鎖に伴いまして、その後の協議状況並びにテントサイトの部分で、無断で張られているんじゃないかというような状況、また、ごみの問題等のご質問がございました。こちらにつきましては、こちらの事務報告書にも記載をさせていただいているところでございますけれども、廃止後の問題点ということでテントが張られることや、ごみが捨てられること、自然環境の保護という問題はございます。この部分につきましては、環境省、都の環境局、水道局、水道局は土地の所有者というような状況ですが、町のほうで継続して協議をしているという状況でございます。

今後の活用についてはまだ今現在、それぞれ予算の問題もございまして、どこが何をやるんだということもまだ決まっていない状況ですので、今後につきましては、ちょっとこの場ではお答えすることができませんけれども、テント泊の問題並びにごみの問題ということで、ごみにつきましては昨年度、奥多摩周辺清掃委託ということで、雲取山荘のほうに荷揚げをするヘリ委託を雲取山荘がしているんですけれども、そちらのヘリが降りるときに奥多摩小屋へ迂回していただいて、周辺のごみだとか、奥多摩小屋を解体した資材、こちらの部分を秩父のほうまで搬出していただいているんですけれども、そちらを委託をかねまして、昨年につきましては3回実施をさせていただいて、481袋、28フレコンバックという状況で470キロのごみを搬出をさせていただいている状況でございます。10月16日には水源管理事務所の方も一緒に行っていただいて、ごみの作業をしたという状況

で、一定のごみの、まだまだごみはあるんですけども、一定のごみの清掃には区切りがついたということで、土地の所有者である水道局の方からは、当分これでしばらく様子を見ていだろうということで回答をいただいております。

また、テント泊が無断でというところがございます。土地の所有者は町ではございませんが、確かに平らな土地で、非常に景観もいいということで、テント泊をする方は出てきってしまうかなというところがございますが、周知を行いながら、自然環境を壊さないような形で、ここではテント泊禁止ですよという周知はしているところで、あとは登山客の方のモラルというか、そういうところに頼るというところで考えているところがございます。

また、一旦町のほうでもテント泊等できないように、ちょっと規制のロープとかを張った経緯もございますけれども、ちょっとその部分も国のほうとか、都のほうとかとの調整が余りうまくいかなかったというところもあるんですけども、ちょっとロープを張るのはやめてほしいというようなことでお話がありましたので、一旦張ったんですけど、撤去している状況で、今は現状そのまま平らな土地になっているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（澤本 幹男君） ほかに質疑は。7番、宮野亨委員。

○7番（宮野 亨君） 7番、宮野でございます。

89 ページの 05 の日照確保対策事業費 100 万円ですかね。それで、290 ページの事務報告書を見まして、30 年度、場所は 1 カ所で、対象世帯が 28 件。それで 400 本切って 3 時間の日照延長。これ 100 万円で上がったのかなとちょっと思いましたので、お伺います。

○委員長（澤本 幹男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 7番、宮野委員からのご質問にお答えいたします。

決算書 89 ページの日照確保対策事業ということで 100 万円の計上ということでございます。事務報告書のお話もありました。こちらにつきましては、30 年度 1 カ所で 400 本の伐採を行ったという状況でございます。場所につきましては、海沢自治会からの申請がありましたので、海沢地区について 400 本伐採を行ったという状況でございます。100 万円でできたのかというようなご質問でございます。予算も 100 万円という状況の中で、予算の範囲内ということで 400 本ということで、作業というか、処理をさせていただいたということでご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。5番、小峰陽一委員。

○5番（小峰 陽一君） 78 ページなんですけど、狩猟免許の補助が2名の方に補助しているようなんですけど、これはいいことだと思うんですが、猟友会の会長さんに何回か会ったら、大分苦労されているんですね、特に今年は動物が多いということで。猟友会の実情というか、人数とか、それから十分それで対応できるのかどうかということと、97 ページ、宮ノ下の若者住宅の建築の関係なんですけど、若者住宅造成工事で4,930万6,320円という表示があるんですが、これ造成工事で入札だと4,710万円じゃないかと思うんですけど、ちょっとその違いと、宮ノ下、総工費は今年も費用は出てくるわけなんですけど、総工費がわかりましたらちょっと教えてください。

○委員長（澤本 幹男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 5番、小峰委員さんからのご質問にお答えいたします。

決算書 78 ページの狩猟免許取得補助に絡めての猟友会の現状というようなご質問だったかと思います。まず、狩猟免許の取得補助につきましては、こちらについては2名の方が30年度は取得をしておりますので、そちらの補助をしております。内訳といたしましては、町内の方1名、こちら町内の方につきましては、地域おこし協力隊の方です。また、町外の方も1名取得をしたということで、2名とも猟友会のほうに入られて活動しているという状況でございます。

猟友会の現状といたしましては、現在29名の隊員がございまして、平均年齢といたしましては61.28歳という状況でございます。町内という状況でございます。また、有害鳥獣捕獲隊員ということにつきましては、31年4月1日現在で27人という状況で活動をしている状況でございます。

猟友会長のほうが、今年は非常に大変だというようなお話があったという状況でございます。特に、今年はツキノワグマの出没が非常に多いということで、現在、目撃情報等も含めて100件近い目撃情報等いただいているところでございます。また、人家付近への出没が今年度はかなり多くて、ツキノワグマの捕獲につきましても現時点で9頭の捕獲をしているという状況でございます。平成に入りまして、多くても3頭というような状況で、平均とすると年1頭というような状況でございましたけれども、今年は非常に多くて、9頭の捕獲をしているということで、猟友会の皆様には捕獲のときだけではなくて、目撃が出た都度、見回りだとか、追い払いのほうを実施していただいております。また、先日も9月の土日になりますけれども、川野地区に頻繁に熊が出没するというので、こちらにつきまして猟友会の皆様に熊の追い払いということで、その地区に入っていたという状況でございます。

また、今年度はクマだけではなくて、シカとイノシシ、特にイノシシの被害が多く、観光産業課のほうにも連絡が来ております。30年度のイノシシの捕獲数は年間で24件ということでございますけれども、現時点で既に28頭の捕獲をしているという状況で、檻をかけながら対応しているところがございますが、檻にかかったイノシシにつきましても猟友会のほうの皆さんに頼んで処理をしていただいているという状況から、特に今年度につきましてもは猟友会の皆様にはご苦労、ご負担をかけているという状況でございます。

今後につきましては、狩猟免許の取得補助等もしております、30年度も2名の方が取っていただいて猟友会活動をしているという状況でございますので、引き続き取得免許補助等をかけながら猟友隊員の確保をしていくとともに、猟友会とともに町といたしましても、この問題については対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（澤本 幹男君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 5番、小峰委員の2点目のご質問のほうにお答えします。

まず、入札と決算額の差異でございますが、こちらについては、入札後に変更契約をした関係で金額に差異が出ている状況でございます。また、全体のかなり金額が大きくなっているということで、総工費の部分でございますが、こちら2カ年工事ということで説明をさせていただいております、今年度部分についてはまだ確定はしてございませんが、当初予算ベースで2億2,200万円を計上しているところがございますので、今年度部分、そちらが精算した段階で2カ年の宮ノ下、そちらの部分の全体ができるというような形になりますので、ご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤本 幹男君） 質疑なしと認めます。

以上で、款の6農林水産業費、款の7商工費、款の8土木費の質疑を終結します。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時05分から再開とします。

午前10時46分休憩

午前 11 時 04 分再開

○委員長（澤本 幹男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、款の 9 消防費、款の 10 教育費、款の 11 災害復旧費、款の 12 公債費、款の 13 諸支出金、款の 14 予備費についての質疑を行います。質疑はありませんか。7 番、宮野亨委員。

○7 番（宮野 亨君） 7 番、宮野でございます。101 ページのソーラー発電充電機 353 万 5,000 円。これは文化会館の横にある携帯の充電するものなのかの確認なんですけど、もしそれであっても、今、千葉でも災害がすごいんで、充電機の必要性を感じたので、今後増やすことはないのでしょうか。その質問なんですけど、よろしく願いいたします。

○委員長（澤本 幹男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 7 番、宮野委員さんのご質問にお答えいたします。

ソーラー発電充電機ですけれども、こちらは事務報告書の 106 ページに記載がございます。災害時等における停電等に対応するため、太陽光により発電し、バッテリーに充電することができるソーラー充電機ということで、役場、子ども家庭支援センター、保健福祉センター、奥多摩病院、水と緑のふれあい館、旧小河内中学校、福社会館、その施設 7 カ所に設置したものでございます。1 台の重量が 60 キロあるということで、その中で蓄電ができて、ソーラーパネルが設置されるということで、いろいろな家電製品ですとか、テレビ、扇風機同時に使えるとか、そういう充電機でございます。

以上でございます。

○委員長（澤本 幹男君） 質疑はありませんか。8 番、高橋邦男委員。

○8 番（高橋 邦男君） 8 番、高橋です。

今の件に関連してなんですけど、101 ページのソーラー発電充電機、今、お話聞いて、停電時の充電用ということはわかったんですけど、先ほどからも出ていますけど、千葉県は台風による大規模な停電だとか、断水もありますけど、そのときに予備電源というのは、町でどの程度配置できているのか。例えば奥多摩病院だとか、こういう庁舎もそうですけど、その辺についてお聞きしたいんですけど、ちょっともしかして話がずれちゃうかもしれないんですけど、ずれない範囲で結構ですから、お願いします。

○委員長（澤本 幹男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 8 番、高橋委員のご質問にお答えいたします。

公共施設を含めて予備電源でございますけれども、まず庁舎につきましては、自家発電がありまして、こちらが 48 時間対応できるということになっております。また、防災行

政無線等につきましては、親局や中継局につきましては非常用の発電機やバッテリーの設置がされておりまして、こちらも 48 時間以上対応できるということになっております。それと各家庭の戸別受信機につきましては、電源のほかに電池がありますから、電池で対応されるということで、一定の放送を聞くには各家庭では大丈夫という状況でございます。そのほかにつきましては、病院ですとか、文化会館、保健福祉センター、子ども家庭支援センター等を含めて、そちらにも自家発電の電源はございますので、そちらでご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（澤本 幹男君） 質疑はありませんか。6 番、石田芳英委員。

○6 番（石田 芳英君） 6 番、石田でございます。

期末における財産管理についてちょっとお尋ねしたいのですが、ページで申しますと、126 ページの財産に関する調書ですが、これ土地建物に関して行政財産、普通財産ごとに面積が記載されておりますけれども、以前もちょっとお伺いしたかもしれませんが、財産ごとに評価額を付す作業を行って終わっているというご回答でございましたけれども、現在、この評価額を付した台帳というのがあるかと思うんですが、その名称とその記載内容はどうなっているかということと、2 点目、できればこの 126 ページの財産に関する調書の金額記載もしていただければわかりやすいのかなというふうに思いますが、この 2 点についてご質問いたします。

○委員長（澤本 幹男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 6 番、石田委員さんからの質問にお答え申し上げます。

決算書 126 ページでございます。財産に関する調書ということで、これに関連しましてということかと思っておりますけれども、固定資産等の評価の部分の台帳ということでございます。名称ということですが、固定資産台帳ということで町のほうでは整備をしております。現状、毎年補正等を行って財産の取得等をしたものについて、その評価額を足し込んだり、あるいは払い下げた場合は減じたりということで、事務的には使っておりますけれど、ちょっと公表をするという状況にはまだ至ってないというところが実情でございます。

それから、この調書の部分に、いわゆる今申し上げたような金額を入れたほうがわかりやすいんじゃないかというようなお話かと思っております。こちらに関しては、基本的に予算書もそうなんですけれども、決算書の関係も地方自治法関係の法令に基づいて記載の基準みたいなものがございますので、それに基づいてつくっているということで、ご理解をいただければというふうに思います。



以上でございます。

○委員長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。4番、清水明委員。

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。

ページは115ページでございます。文化財保護事業費で、19の負担金・補助及び交付金の中に指定文化財等整備事業補助金ということで97万7,000円支出してございます。実は、私どもの地元の棚沢の獅子舞も愛好会で、前年度に衣装整備をいたしまして、文化財のこの補助をいただいております。補助率が現在50%、無形文化財で上限100万円、有形で上限500万円という上限額設定がされているんですけども、今回、私どもの団体ですと、かなり工夫して安く仕上げたものですから、補助金で十分助かっておりますけれども、物によりますと、大分、物の値段が上がってきておりまして、そろそろこういった上限枠の見直しが必要ではないかと思うんですけども、その辺どんなお考えか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（澤本 幹男君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 4番、清水委員からのご質問にお答えします。

町指定の文化財等整備事業補助金につきましては、町の通常の文化財につきましては2分の1の補助、また、国や都指定の文化財につきましては、都から50%から80%の補助がありまして、町については残りのうちの2分の1を負担するというものになっております。また、30年度の実績としましては、都指定の境の獅子舞用の用具の修理として48万8,000円、小留浦の獅子舞旗竿改修として16万7,000円、古里付のイヌグスの腐食枝の切除等事業として5万2,000円、町指定の棚沢獅子舞衣装整備として27万円を支出したところでございます。

この上限につきましては、今のところ予算の範囲でやっていただけるということですが、もし今後、負担が課題ということになってくるということでありましたら、予算編成のときにちょっと考慮させていただきたいと思います。

以上であります。

○委員長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤本 幹男君） 質疑なしと認めます。

以上で、款の9消防費以下、款の14予備費までの質疑並びに認定第1号の歳入歳出項目別のすべての質疑を終結します。

これより認定第1号の総括質疑を行います。質疑はありませんか。2番、大澤由香里委

員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

質問ではありませんので、ご答弁は必要ありませんが、2018年度の決算についての意見を述べさせていただきたいと思います。

歳入総額における自主財源である町税の割合は10.7%と年々減少傾向にある中、7割強の地方交付税や都支出金などの財源を確保し、町民の福祉向上のために有効に運営された決算報告であると評価いたします。町長を始め、職員の皆さんのご努力に敬意を表したいと思います。

この国や都の財源を確保するために、職員数を削減したり、税の徴収率を向上させる努力を行ったと聞きました。佐久間監査委員が意見されていますように、少ない職員で多大な仕事量をこなすということは、必然的に長時間労働やサービス残業を生み出しかねません。職員の労働条件や労働環境が過重なものにならない対策を積極的にとっていただくようお願いいたします。

また、税の徴収に当たっては、くれぐれも徴収率を上げるために、町民に対して無慈悲な徴収とならないようご配慮をお願いしたいと思います。

さて、第5期長期総合計画の4年目となった2018年度は、引き続き少子化、定住化対策を重点課題として推進され、小・中学校の児童・生徒数の増加に見られるように、目に見えて成果があらわれてきています。

私は、子育て支援事業の15項目は、子育て世帯の暮らしを応援するすばらしい施策として評価しています。

若者住宅が増えた小丹波地域などでは、子どもが増えて明るくにぎやかになった、地域行事などにも出てきてくれるのでありがたいと喜ぶ高齢者の声も聞こえてきています。

ただ、毎年建設している若者住宅について多額な町の財源を使って家を建てても、子どもが大きくなれば出ていくのではないかという意見も少なくありません。多くの方が魅力のある職場がなく、店も次々閉店していく町には衰退感しかない。そろそろ雇用や商店支援にも若者対策と同じくらい力を入れなければ、町の未来はないのではないかと危惧しています。せっかく移住してくてくれた若者に定住してもらうためにも、さらなる施策の構築をお願いいたします。

また、高齢ドライバーの事故が頻発している昨今、運転免許を返納するお年寄りも増えてきています。公共交通の走らない交通不便地域の多い奥多摩においては、お年寄りが免許を返納しても困らない、きめの細かい施策が特に必要です。町では外出支援やささえあ

いボランティア事業で高齢者の足の不便さをカバーするとしていますが、まだまだ不十分です。なお一層の施策を願うものです。

今、日本で 65 歳以上の高齢者は 3,000 万人に上ると言われています。戦前、戦中、戦後の苦難の時代を身を粉にして働き、家族と社会のために尽くしてきた人たちです。高齢者は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全な、安らかな生活を保証されると老人福祉法には明記されています。高齢者が安心して暮らせる社会をつくることは、政治の重要な責任です。

ところが、相次ぐ年金削減、社会保障改悪などにより、多くの高齢者の暮らしは逼迫し、下流老人、老後破産などの言葉がメディアをにぎわす異常事態となっています。日本の高齢者世帯は年収 200 万円以下の層が 4 割を占めているそうです。奥多摩町でも例外ではなく、高齢者のほとんどが低所得者です。国民年金だけを受給する人の平均受給額は月 5.1 万円、厚生年金でも女性の平均受給額は基礎年金分を含め、月 10.2 万円にすぎません。生活保護受給者の半分は高齢者です。

こうした現実があるにもかかわらず、安倍政権は、高齢者を支えるために現役世代が苦勞しているなど、世代間を分断する宣伝を繰り返し、年金・医療・介護などの改悪を強行してきました。

さらに、6 月に閣議決定された骨太の方針 2019 は、消費税 10%化と全世代型社会保障への改革を掲げ、一層の国民負担増と給付の抑制、削減を打ち出すものとなっています。夫婦の老後資金が公的年金以外に 2,000 万円必要とした金融庁の報告書が大問題になり、奥多摩でも 100 年安心の年金と言いながら、老後は年金に頼るなどはどうということかという怒りの声があちこちで聞かれましたが、政府は、年金制度改革として、社会保険の適用を月 5 万 8,000 円以上の賃金収入の全労働者に拡大して保険料を取ることや、高齢者の 75 歳までの就労延長、受給開始年齢の 75 歳までの引き上げなどを挙げています。死ぬまで働いて国家を支えろと言わんばかりです。

また、来年の介護保険法の改定での要介護者切り捨てがねらわれています。8 月 29 日に厚労省の社会保障審議会介護保険部会が開かれ、そこで検討すべき項目として提示されたのは、介護サービス利用時の自己負担原則 1 割について、2、3 割負担の対象者を拡大することや、在宅サービスの利用計画ケアプラン作成費に自己負担を導入すること、要介護 1・2 の人への生活援助サービスを市区町村による地域支援事業に移行するというものです。

安倍首相は、消費税率の10%引き上げについて社会保障の充実のためと強調してきましたが、やろうとしていることは社会保障カット、弱者切り捨てにほかなりません。高齢化率49%を超える奥多摩町の住民にとっては、まさに命にかかわる問題です。

介護報酬が低いと、人材確保が困難になり、安定したサービスが提供できなくなって、総合事業から撤退せざるを得ない事業者が続出している中、町も精いっぱいの手だてを講じていることは、福祉保健課長のお話からもわかりました。町には、今後とも町民の命の守り手として、町民一人ひとりに寄り添った温かい対応をとっていただきたいと思います。

政府は、国民には負担増を強いる一方で、相変わらず大企業や富裕層には減税、軍事費はさらなる増額、トランプ大統領の言いなりに武器は爆買いです。まさに税金の集め方と使い方が間違っています。

そうした大企業や富裕層、アメリカには必要以上に手厚くしておきながら、庶民には冷たい政策が国によって推し進められようとしている中、町においては、今後とも町民の暮らしを守る立場の自治体として、住民の負担を減らす施策の実施を図るとともに、今後の国の動向に注視し、消費税増税を始めとする町民の負担増となるものについては、国に対して強く声を上げていただきたいと要望いたします。

以上、2018年度一般会計決算について認定することを表明し、私の意見といたします。

○委員長（澤本 幹男君） ほかに質疑ありませんか。8番、高橋邦男委員。

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

私のほうも意見ということで述べさせていただきますので、答弁は必要ありません。

町の財政状況は、町税を含めた自主財源が21.2%、依然として地方交付税や都支出金に依存し、厳しい財政状況にあると思います。こうした中で、町は都との信頼関係を築き、財源の確保に努めるとともに、行財政改革、それから経営努力を積み重ね、住民福祉サービスを図っています。

そして、町税の徴収率も99.7%と、都内においても高い徴収率を保っていることは評価に値するのではないのでしょうか。また、基金全体は約1億3,000万円の積み増しができ、30年度末では約45億1,600万円になりました。そして、普通会計における起債については前年より2.7%減少させ、計画的な返済ができていると思います。

そのような理由から私は、奥多摩町は健全な財政運営ができていると思います。町長を始め、職員皆様のご努力に感謝申し上げます。

ただ、課題も山積みされていることは確かであります。特に挙げると、1つは、子育て、若者定住化支援事業の継続と高齢者福祉の充実であると思います。また、口で言うほど簡

単ではないと思うんですが、町の基幹産業である観光の振興、それから林業の復活、それからもう一つ挙げるとすれば、これから始まる起債への本格的償還、これへの対応などがあると思います。これらの課題解決には長期的な取り組みと財源の確保が必要であると思います。引き続き経営努力と財源確保が重要でありますので、この辺もひとつよろしくお願ひしたいと思います。

どうか町長を先頭に、管理者の皆さんに活力のある元気な町の実現に向け、町政運営に励んでいただくことをお願いするとともに、30年度決算に携わった監査委員、職員の皆さんに感謝申し上げ、私の総括意見とさせていただきます。

○委員長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤本 幹男君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第1号の総括質疑を終結します。

これより採決します。日程第2 認定第1号については原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（澤本 幹男君） 起立多数であります。よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号 平成30年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤本 幹男君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第2号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第3 認定第2号については原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（澤本 幹男君） 起立多数であります。よって、認定第2号については原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号 平成30年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤本 幹男君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第3号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第4 認定第3号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(澤本 幹男君) 起立多数であります。よって、認定第3号については原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第4号 平成30年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありませんか。2番、大澤由香里委員。

○2番(大澤由香里君) 2番、大澤です。

未納件数等々結構ありますけれども、資格証明書なども発行していると思いますが、その実情とその背景というか、生活実態等把握していただけますでしょうか。

○委員長(澤本 幹男君) 住民課長。

○住民課長(原島 滋隆君) 2番、大澤委員の資格証明書の発行状況と、それから、その人たちの生活ぶりといいますか、状況ということですが、おかげさまで資格証明書を発行する方はいらっしゃいません。短期保険証の方はいらっしゃいますが、こちらにつきましては職員のほうで出向いて行って、生活の状況等を見ながら、その中で分納していただくという形でやっております。

それから、不納欠損が幾つか出てきていると思うんですが、この中の内訳全部で27件、44万円ほどございますけれども、この中には死亡ですとか、所在が不明な方ということとあわせて執行停止ということで、こちらにつきましては地方税法15条の7に出てくるんですが、徴税することによって、その方の生活を著しく困窮させるおそれがあるときには執行停止をするというような規定がございますので、これに基づいて昨年度につきましては24件、38万9,800円、こちらを執行がもうできないということで、生活が余りにも困窮している場合には、こういったような措置もあわせて実施をしております。

それから、行ったときに非常に暮らしが大変な場合については、福祉事務所等で生活保護のご相談をというような勧めといいますか、そういった話もあわせてしておりますので、無理な取り立てというようなことは、町はやっていないというふうに考えております。

以上です。

○委員長(澤本 幹男君) ほかに質疑はありませんか。9番、原島幸次委員。

○9番(原島 幸次君) 9番、原島でございます。

1点教えていただきたいんですが、ページ数では17ページの保健事業費の中で、委託費で308万4,264円、これ糖尿病性腎症重症化予防事業の関係なんですが、平成28年に第1期で奥多摩町国民健康保険データヘルス計画が実行されて、それに基づき糖尿病の重症者に対する予防をいろいろ行っているところがございます。なかなか一遍に難しい面もありますが、町としても、現在人工透析をやっている方が三十数名いると聞きます。年間1人500万円かかれば相当な保険費を払う形になります。前回の大雪のときも非常に大変な思い、町の職員もされたことも頭の中に覚えております。実際、透析しますと6時間ぐらいかかって、非常に本人も大変つらいということがございます。

事務報告書の274ページを見ますと、国民健康保険の対象者を抽出して、その中から糖尿病の患者の対象者を調べた結果、31人、平成30年はいた。そして実施者が7名で、22.6%と、ちょっと少ないのかなと思います。非常に糖尿病、あるいは人工透析やった場合は、本人も苦しみますし、相当な予算も必要になります。東京都からある程度予算が来るとしても大変なことがございます。町としても、これからどういうふうに、これを減らしていくか。いま少し対象が31人いたら、せめて二十八、九人が受けられるような体制をもっていくような形、あるいは今後、東京都も大分、人工透析に重症化に対してはならないように力を入れております。町のほうとしてもどのようなお考えを持っているか、ちょっとお聞きしたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（澤本 幹男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 9番、原島委員さんの質問にお答え申し上げます。

糖尿病性腎症重症化予防事業ということで、委員さんおっしゃるとおり、平成28年度からの第1期奥多摩町国民健康保険データヘルス計画に基づき、人工透析を要する糖尿病患者の発生と医療費の増大を防ぐため、国民健康保険被保険者のレセプトデータを利用して抽出して、糖尿病予備軍の方を対象として重症化予防のための保健指導を行っております。この委託事業につきましては、業者の保健師などによる面接、また聞き取り、その後の電話による指導等を行っております。

事務報告書のとおり、対象者31名いまして、実施者が7名ということで、実施率が22.6%ということで、まだまだ少ない状況でございます。

委員さんおっしゃられるとおり、人工透析を始めてしまいますと、ご本人も大変な思いもする、また、ご家族につきましても苦勞を強いられるということ、また、町の財政的、個々の医療費につきましても膨大な金額がかかるということで、また、災害時の奥多摩町内には透析するところがございませんので、青梅等まで出かけなければならないというこ

とで、そういったことでいろいろな面から危惧されることがございます。

そういったことで福祉保健課の中でも町保健師を中心に、できるだけこの重症化予防、そちらのほう受けてもらうように、これから催促等を進めていきたいと考えております。

また、指導者としての研修も職員等積ませまして、できる限りこういった重症化になるようなことがないよう、これから努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤本 幹男君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第4号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第5 認定第4号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（澤本 幹男君） 起立多数であります。よって、認定第4号については原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第5号 平成30年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤本 幹男君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第5号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第6 認定第5号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（澤本 幹男君） 起立多数であります。よって、認定第5号については原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第6号 平成30年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤本 幹男君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第6号の質疑を終結します。



これより採決します。日程第7 認定第6号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(澤本 幹男君) 起立多数であります。よって、認定第6号については原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第7号 平成30年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(澤本 幹男君) 質疑なしと認めます。

以上で、認定第7号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第8 認定第7号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(澤本 幹男君) 起立多数であります。よって、認定第7号については原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第8号 平成30年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定についての質疑を収入支出を含めて一括して行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(澤本 幹男君) 質疑なしと認めます。

以上で、認定第8号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第9 認定第8号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(澤本 幹男君) 起立多数であります。よって、認定第8号については原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された認定議案の審査はすべて終了しました。

これにて決算特別委員会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

午前11時40分閉会

奥多摩町議会委員会条例第 26 条の規定によりここに署名する。

決算特別委員会委員長